

第1号議案 「埼玉県立川越工業高等学校空調設備会計規程の一部改正について」(案)

埼玉県立川越工業高等学校空調設備会計規程を次のとおり改正する。

現行	改正案(傍線は改正部分)
(負担金) 第4条 会長は、設備の健全な運用を図るため、保護者等から負担金を徴収する。 2 前項の負担金の額は、次のとおりとする。 一 全日制 年額 10,800円 二 定時制 年額 2,000円 3 (略)	(負担金) 第4条 会長は、設備の健全な運用を図るため、保護者等から負担金を徴収する。 2 前項の負担金の額は、次のとおりとする。 一 全日制 年額 <u>13,200円</u> 二 定時制 年額 <u>2,400円</u> 3 (略)

附 則

- 2 令和5年4月1日一部改正施行する。

<改正理由>

1 令和4年度の状況

令和4年度空調設備会計歳出予算のうち、ガス料金及び電気料金(以下「ガス料金等」という。)と教室プロジェクター賃料を支出する運営費は、ガス料金等の高騰分を約20万円と見込み、120万円を計上いたしました。しかし、7月分から9月分のガス料金等が高騰及び猛暑の影響により昨年比511,455円の増となり、当初見込んだ高騰分を大きく超える額となってしまいました。

10月まで空調を使用した場合の運営費支出見込額は約158万円となり、予算に対し約38万円の不足となります。

この不足分は、予備費から流用して支出させていただきたいと存じます。

2 令和5年度の見込み

現行の負担金の額の場合、歳入予算額は、上記1により繰越金が減少することから、約990万円と見込まれます。

一方、予備費を除いた歳出予算額は、ガス料金等の更なる高騰を想定すると、約1,010万円と見込まれ、歳出額が歳入額を上回ってしまいます。

3 負担金の改定について

負担金の改定は、令和5年度の予算を確保するとともに、今後のガス料金等の高騰やエアコンの維持修繕、増設を見据えた予備費(=繰越金)の回復など、空調設備の健全な運用を図るためをお願いするものです。

課程	現行額(年額)	改定案(年額)	増加額(増加割合)
全日制	10,800円	13,200円	2,400円(22%)
定時制	2,000円	2,400円	400円(20%)

なお、この改定による令和5年度予算(概算)は以下のように見込まれます。

歳入予算	改定なし	改定後	増減額	歳出予算	金額
負担金	9,081,600	11,092,800	2,011,200	総務費	10,000
粗収入	75	75		リース費	7,872,000
繰越金	861,625	861,625		運営費	2,200,000
				予備費	1,872,500
合計	9,943,300	11,954,500	2,011,200	合計	11,954,500

予備費を除いた合計 10,082,000

参考：単年度収支及び繰越金の推移(R4、R5年度は見込)

年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
単年度収支	△986,511	△991,507	△1,162,578	△355,989	△370,974	1,020,896
繰越金	3,741,865	2,750,358	1,587,834	1,231,889	861,625	1,882,596

第2号議案 「埼玉県立川越工業高等学校PTA会則等の一部改正について」(案)

第1条 埼玉県立川越工業高等学校PTA会則を次のとおり改正する。

現行	改正案(傍線は改正部分)
<p>(目的)</p> <p>第2条 本会は次の諸項を目的とする。</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 家庭と学校との関係を一層緊密にし、青少年の訓育について保護者と教員とが賢明な努力をするようにする。</p> <p>4 保護者と教員と一般社会の協力を促進して青少年の心身の健全な発達をはかる。</p> <p>5～6 (略)</p> <p>(組織)</p> <p>第7条 本会は本校生の保護者と本校職員をもって組織し、本会の目的を達成するため、14支部をおき、会員は該当する支部に所属する。</p>	<p>(目的)</p> <p>第2条 本会は次の諸項を目的とする。</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 家庭と学校との関係を一層緊密にし、青少年の訓育について<u>保護者等</u>と教員とが賢明な努力をするようにする。</p> <p>4 <u>保護者等</u>と教員と一般社会の協力を促進して青少年の心身の健全な発達をはかる。</p> <p>5～6 (略)</p> <p>(組織)</p> <p>第7条 本会は本校生の<u>保護者等</u>と本校職員をもって組織し、本会の目的を達成するため、14支部をおき、会員は該当する支部に所属する。</p>

附 則

13 令和4年11月5日一部改正施行する。

第2条 埼玉県立川越工業高等学校後援会会則を次のとおり改正する。

現行	改正案(傍線は改正部分)
<p>((組織))</p> <p>第4条 本会は埼玉県立川越工業高等学校生徒の保護者及び本会の趣旨に賛同する者をもって組織し、本会の目的を達成するため、14支部をおき、会員は該当する支部に所属する。</p>	<p>((組織))</p> <p>第4条 本会は埼玉県立川越工業高等学校生徒の<u>保護者等</u>及び本会の趣旨に賛同する者をもって組織し、本会の目的を達成するため、14支部をおき、会員は該当する支部に所属する。</p>

附 則

11 令和4年11月5日一部改正施行する。

<改正理由>

成年年齢が18歳に引き下げられたことに伴い、成年年齢に達した生徒の父母等を引続き会員とするために改正をするものです。